

# 聴覚障害者標識と周囲の運転者の配慮事項

## 聴覚障害者の運転免許取得の概要

聴覚障害者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)であっても、**ワイドミラー**を活用して慎重に運転することにより、普通自動車を安全に運転することができるものと認められたことから、次の条件等の下、運転免許が取得できることとなります(平成20年6月1日施行)。

後方視野を確保し、車両斜め後方の死角を解消するため、**ワイドミラーを装着**

周囲の運転者に対する注意喚起のため、**聴覚障害者標識の表示を義務付け**

聴覚障害者の保護のため、**聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ等を禁止**

## 聴覚障害者標識の表示義務と幅寄せ等の禁止



(案)

聴覚障害者が運転する際に、聴覚障害者標識の表示を義務付け



聴覚障害者標識を表示しなかった場合

2万円以下の罰金  
反則金4000円  
基礎点数1点

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ・割り込みの禁止



幅寄せ・割り込みをした場合

5万円以下の罰金  
反則金6000円(普通車)  
基礎点数1点

## 聴覚障害者標識を表示した自動車に対する配慮

周囲の運転者は、聴覚障害者が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解するとともに、必要に応じ、減速を行うなどする必要があります。

### 周囲の運転者が特に留意すべき運転場面

「警笛鳴らせ」の警戒標識が設置されている、山地部の道路や見とおしのきかない交差点、まがりかど等

脇道から前進又は後退して大きな道路に入ろうとしている自動車

自分の車線に車線変更しようとしている自動車